

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成30年1月12日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) アクロスプラザ盛岡みたけAゾーン 盛岡市みたけ二丁目133番36

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 大和ハウス工業株式会社

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(ア) 未定5店舗

(イ) 有限会社福田パン

エ 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年8月29日

オ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,656平方メートル

カ 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数

(ア) 収容台数 219台

(イ) 出入口 2箇所

キ 駐輪場の収容台数 76台

ク 荷さばき施設の面積 311.5平方メートル

ケ 廃棄物等の保管施設の容量 27.82立方メートル

コ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(ア) 未定(衣料品1)

a 開店時刻 午前9時

b 閉店時刻 午後9時30分

(イ) 未定(衣料品2)

a 開店時刻 午前9時

b 閉店時刻 午後9時30分

(ウ) 未定(衣料品3)

a 開店時刻 午前10時

b 閉店時刻 午後8時

(エ) 未定(靴)

a 開店時刻 午前9時

b 閉店時刻 午後9時30分

(オ) 有限会社福田パン

a 開店時刻 午前7時

b 閉店時刻 午後9時30分

(カ) 未定(携帯電話)

a 開店時刻 午前9時

b 閉店時刻 午後9時30分

サ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後9時30分まで

シ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(ア) 未定(衣料品1) 北側 午前6時から午後10時まで

(イ) 未定(衣料品2) 北側 午前6時から午後10時まで

- (ウ) 未定(衣料品3)北側 午前6時から午後10時まで
- (エ) 未定(靴)北側 午前6時から午後10時まで
- (オ) 有限会社福田パン東側 午前6時から午後10時まで
- (カ) 未定(携帯電話)北側 午前6時から午後10時まで
- (キ) 未定(衣料品3)南側 午後10時から翌午前6時まで

(2) 届出年月日 平成29年12月28日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) アクロスプラザ盛岡みたけBゾーン 盛岡市みたけ二丁目133番37

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 大和ハウス工業株式会社

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 未定2店舗

エ 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年8月29日

オ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,529平方メートル

カ 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数

(ア) 収容台数 211台

(イ) 出入口 2箇所

キ 駐輪場の収容台数 105台

ク 荷さばき施設の面積 214.0平方メートル

ケ 廃棄物等の保管施設の容量 74.24立方メートル

コ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(ア) 未定(食品スーパー)

a 開店時刻 午前9時

b 閉店時刻 午前0時

(イ) 未定(ドラッグストア)

a 開店時刻 午前8時

b 閉店時刻 午後11時

サ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から翌午前0時30分まで

シ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(ア) 未定(食品スーパー)南側 午前6時から午後9時まで

(イ) 未定(ドラッグストア)東側 午前8時から午後10時まで

(2) 届出年月日 平成29年12月28日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所